



厚生労働省

山口労働局

岩国労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和7年6月26日（木）

【照会先】

岩国労働基準監督署

監督課長 山本 卓典

電話（0827）24－1133

労働基準法違反被疑事件の書類送検について

岩国労働基準監督署（署長 加藤 祐志）は、令和7年6月26日、株式会社共立プラスチックほか1名を、労働基準法違反の疑いで、山口地方検察庁岩国支部に書類送検しました。

記

1 被疑者

- （1）株式会社共立^{きょうりつ}プラスチック
所在地：山口県岩国市
事業内容：プラスチック製品製造業
- （2）同社課長A

2 違反条文

被疑者株式会社共立プラスチック及び同社課長A
労働基準法違反
同法第32条第1項
同法第32条第2項
同法第119条第1号（罰則）
同法第121条第1項（両罰規定）（法人のみ）

3 事件の概要

被疑者株式会社共立プラスチックの課長Aは、令和5年1月、同社の労働者である外国人技能実習生12名に時間外労働を行わせるに当たり、岩国労働基準監督署長に有効な時間外労働に関する協定（※通称サブロク協定）を届け出ることなく、1週間に40時間を超え、また、1週間の各日について1日8時間を超えて労働させた疑いがあるもの。

※サブロク協定

時間外労働・休日労働に関する協定は、その締結及び所轄労働基準監督署

長への届け出を労働基準法第 36 条により定めていることから、通称「サブ
ロク協定」と呼ばれている。

【参照条文】

労働基準法

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

第2項～第11項(略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

第二号～第四号(略)

(両罰規定)

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

第2項(略)

以上